

高齢者虐待の防止のための指針

上牧町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

上牧町地域包括支援センターは、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

- (1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

- (1) 上牧町地域包括支援センターは、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下「担当者」という。）となる。
- (2) 委員会は各年度 1 回以上、担当者の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- (3) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。
- (4) 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析再発防止策に関すること。

4. 職員研修の実施

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等(適切な知識の普及・啓発)と併せ、本方針に基づき、虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- (3) 研修の開催は、年 1 回以上とし、新規採用時には別途実施する。
- (4) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに所内で共有するとともに、必要に応じて事実確認を行う。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに所内で共有し、解決に努める。
- (2) 事業所内で虐待等に気づいた職員は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。
- (5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待

への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』および『高齢者虐待の流れ（河合町）』に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて町の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、窓口に備え付けるほか、上牧町ホームページにも掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。